

「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領」の改正

令和 8 年 4 月 28 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領」（原規放発第 1307031 号。以下「立入検査実施要領」という。）の改正の決定について討議するものである。

2. 経緯等

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 の規定に基づく立入検査は、立入検査実施要領に基づき、許可届出使用者等¹及び登録認証機関等²を対象に当該年度の立入検査に係る計画（以下「年間計画」という。）を作成し、実施している。

令和 7 年度第 26 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 8 月 20 日）において、現行の立入検査実施要領によらない立入検査の運用の検討方針等について了承され、原子力規制庁ではその検討を進めてきたところである。

また、計画的に実施する立入検査についても、令和 6 年度の国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションや令和 7 年度の IAEA の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションにおいて、IAEA の安全基準等に則り通告を行わない立入検査の実施を検討するよう勧告等を受けた。

¹ 放射性同位元素等の規制に関する法律第 43 条の 2 第 1 項に規定する許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者若しくは、同法第 28 条第 7 項に係る者（同項の規定により、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされた者をいう。）又はこれらの者から運搬を委託された者。

² 放射性同位元素等の規制に関する法律第 43 条の 3 第 1 項に規定する登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関。

3. 検討を踏まえた基本的考え方

2. の経緯等を踏まえ検討し、以下の事項を立入検査実施要領に盛り込むこととしたい。

(1) 事前に通告を行わない立入検査の導入

現行の立入検査実施要領では、許可届出使用者等及び登録認証機関等を対象に、年間計画に基づき、事前に通知を行って立入検査を実施することとしている。しかしながら、より効果的な立入検査のため、以下の2つの立入検査の手法を導入することとしたい。

① 年間計画による事前に通告を行わない立入検査

年間計画に基づき実施する立入検査の一部を、IAEAの安全基準等に則り、通常時の法令の遵守状況、放射性同位元素等の管理体制等の業務実態を把握する観点から、事前の通告を行わずに立入検査を実施することとする。

② 対象事業所等及び通告に係る特例

許可届出使用者等の事業所等又は登録認証機関等の事務所において、法令違反の可能性があるなど、早急に事実関係を確認する必要があると安全規制管理官（放射線規制担当）が判断した場合であって、原子力規制委員会の了承を得たときは、当該年度における立入検査の対象とする許可届出使用者等の事業所等又は登録認証機関等の事務所（以下「対象事業所等」という。）に選定されているかにかかわらず、事前の通告を行わずに立入検査を実施することができることとする。

(2) 現行の立入検査実施要領の改善

① 対象事業所等の選定

安全規制管理官（放射線規制担当）が立入検査の年間計画に基づき、対象事業所等を選定することを明確化する。なお、作成した年間計画については、ホームページで公表する。

② 選定した対象事業所等への通告

選定した対象事業所等に対しては、原則として、立入検査の実施日の1箇月前をめぐり、当該立入検査の実施日等について事前に通告を行うものとする。

4. 立入検査実施要領の改正（委員会決定事項）

3. に示した基本的考え方に基づき、立入検査実施要領を別添 1 のとおり改正することを決定いただきたい。

なお、立入検査実施要領は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 項に規定する命令等ではないため、同法に基づく意見公募手続は不要である。

5. 今後の進め方

（1）施行並びに許可届出使用者等及び登録認証機関等への周知

本改正は決定後直ちに施行することとするが、事前の通告を行わない立入検査の実施に当たっては、許可届出使用者等及び登録認証機関等にとって事業や研究活動に影響を与える可能性もあるため、ホームページを通じた周知及び関係団体への説明会等を実施し、理解促進を図っていく。

（2）放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの改正

本改正を踏まえ、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」（原規放発第 2303299 号）の改正案の検討を進め、改めて原子力規制委員会に諮ることとする。

<添付資料>

別添 1 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領の一部を改正する規程

参考 1 参照条文

以上

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領の一部を改正する規程

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（原規放発第 1307031 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2. 立入検査の根拠及び手法 (1) 許可届出使用者等 法第43条の2第1項の規定に基づく原子力規制委員会による立入検査は、放射線検査官（法第43条に規定する放射線検査官をいう。）が許可届出使用者等の事務所又は工場若しくは事業所（以下「事業所等」という。）に立ち入り、別表1を参考として、法の施行に必要な項目の中から帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者へ質問をし、又は検査のため必要な最小限度の放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去することにより行う。 また、上記の立入検査の実施に際しては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第2303299号（令和5年3月29日原子力規制委員会決定））を参照する。 (2) (略) 3. 年間計画の作成 安全規制管理官（放射線規制担当）は、原則として毎年度当初に、当該年度の立入検査に係る計画（以下「年間計画」という。）を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。 年間計画は、次に掲げる事項を含むものとする。 ①立入検査方針 ②立入検査実施予定件数 ③ (略)	2. 立入検査の根拠及び手法 (1) 許可届出使用者等 法第43条の2第1項の規定に基づく原子力規制委員会による立入検査は、放射線検査官（法第43条に規定する放射線検査官をいう。）が許可届出使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、別表1を参考として、法の施行に必要な項目の中から帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者へ質問をし、又は検査のため必要な最小限度の放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去することにより行う。 また、上記の立入検査の実施に際しては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第2303299号（令和5年3月29日原子力規制委員会決定））を参照する。 (2) (略) 3. 年間計画の作成 安全規制管理官（放射線規制担当）は、原則として毎年度当初に、<u>立入検査の年間計画</u>を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。 年間計画には、<u>以下の事項を含むものとする。</u> ・ <u>年間の立入検査方針</u> ・ <u>年間の立入検査実施予定件数及び対象となる許可届出使用者等の事務所、工場若しくは事業所（以下「事業所等」という。）又は登録認証機関等の事務所</u> ・ (略)

4. 対象事業所等の選定及び通告

(1) 対象事業所等の選定

安全規制管理官（放射線規制担当）は、3. の年間計画に基づき、対象事業所等（当該年度における立入検査の対象とする許可届出使用者等の事業所等及び登録認証機関等の事務所をいう。以下同じ。）を選定する。この場合において、登録認証機関等の事務所については、原則として、当該登録認証機関等の登録若しくは登録の更新又は当該登録認証機関等の事務所に対する直近の立入検査の日からおおむね2年以内に立入検査が実施されるように選定する。

(2) 通告

安全規制管理官（放射線規制担当）は、(1) に基づき選定した対象事業所等に対し、原則として、立入検査の実施日の1箇月前をめぐり、当該立入検査の実施日等について事前に通告を行うものとする。ただし、当該対象事業所等の通常時の法令の遵守状況や放射性同位元素等の管理体制等の業務実態を把握するために、事前の通告を行わずに立入検査を実施することができる。

(3) 対象事業所等及び通告に係る特例

許可届出使用者等の事業所等又は登録認証機関等の事務所において、法令違反の可能性があるなど早急に事実関係を確認する必要があると安全規制管理官（放射線規制担当）が判断した場合であって、原子力規制委員会の了承を得たときは、当該許可届出使用者等の事業所等又は登録認証機関等の事務所が対象事業所等を選定されているかにかかわらず、事前の通告を行わずに立入検査を実施することができる。

4. 実施時期

年間計画において定めた時期その他必要な時期に実施する。ただし、登録認証機関等については、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね2年以内に実施することとする。

5. 立入検査実施内容の通知

立入検査の実施に際しては、安全規制管理官（放射線規制担当）は、当該立入検査を行う許可届出使用者等の事業所等の管理者又は登録認証機関等の事務所の代表者に対し、立入検査実施内容を通知する。

6. 立入検査の実施

立入検査の実施に際しては、5. に基づき通知した立入検査実施内容に基づき必要事項を確認する。

7. 立入検査結果を踏まえた対応

（1）許可届出使用者等に対する立入検査

立入検査において、法第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第28条の3各号に定める事由に該当する疑いのある事象を発見した場合又はその報告を受けた場合は、事業所等の管理者を含む関係者に対して事実関係を確認する。当該事象の重要度を考慮した上で、同条各号のいずれかの事由に該当するものと安全規制管理官（放射線規制担当）が判断した場合には、安全規制管理官（放射線規制担当）は、原子力規制委員会に報告するとともに、当該事業所等の管理者に対して、法第31条の2の規定に基づく報告義務を履行するよう求める。また、その改善状況について、次回の立入検査の終了時まで確認する。

規則第28条の3各号に定める事由に該当しないが、改善が求められる事項があると安全規制管理官（放射線規制担当）が判断した場合には、放射線検査官は、当該事業所等の管理者に対して、当該事項について改善をするよう通知する。また、その改善状況について、次回の立入検査の終了時まで

5. 立入検査実施内容の通知

立入検査の実施に際しては、安全規制管理官（放射線規制担当）は、事業所等の管理者又は登録認証機関等の事務所の代表者に対し、あらかじめ立入検査実施内容を通知する。

6. 立入検査の実施

立入検査の実施に際しては、事前に通知した立入検査実施内容に基づき必要事項を確認する。

7. 立入検査結果を踏まえた対応

（1）許可届出使用者等に対する立入検査

立入検査において、法第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第28条の3各号に定める事由に該当する疑いのある事象を発見した場合又はその報告を受けた場合は、事業所等の管理者を含む関係者に対して事実関係を確認する。当該事象の重要度を考慮した上で、同条各号のいずれかの事由に該当するものと安全管理調査官が判断した場合には、安全規制管理官（放射線規制担当）は、原子力規制委員会に報告するとともに、当該事業所等の管理者に対して、法第31条の2の規定に基づく報告義務を履行するよう求める。また、その改善状況について、次回の立入検査の終了時まで確認する。

規則第28条の3各号に定める事由に該当しないが、改善が求められる事項があると安全管理調査官が判断した場合には、放射線検査官は、当該事業所等の管理者に対して、当該事項について改善をするよう通知する。また、その改善状況について、次回の立入検査の終了時まで確認する。

確認する。

(2)・(3) (略)

(様式2)

年度立入検査結果（防護措置に係るもの）

(比率：%)

項目		検査実施件数		不備項目
			(略)	(略)
(1)～(4)	(略)	(略)		
(5)その他の機関	(略)	(略)		
	販売業者・賃貸業者	(略)		
	廃棄業者	(略)		
(略)		(略)		

(1) ～ (5) (略)

(2)・(3) (略)

(様式2)

年度立入検査結果（防護措置に係るもの）

(比率：%)

項目		検査実施件数		不備項目
			(略)	(略)
(1)～(4)	(略)	(略)		
(5)その他の機関	(略)	(略)		
	販売業・賃貸業	(略)		
	廃棄業	(略)		
(略)		(略)		

(1) ～ (5) (略)

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）

（立入検査）

第四十三条の二 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律

（国土交通大臣にあつては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第三項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、

その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

行政手続法（平成五年法律第八十八号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～4 （略）